財政金融

【財政金融委員会】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案8件(うち本院先議1件)、本院議員提出法律案1件、衆議院議員提出法律案3件、内閣提出議決案件1件(本院先議)であり、このうち、内閣提出法律案8件(うち本院先議1件)、衆議院議員提出法律案3件、内閣提出議決案件1件(本院先議)を可決した。

また、本委員会付託の請願15種類309件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

平成10年度以後の政府の積極財政により、日本経済は企業部門を中心に緩やかな改善を 続けてきたが、雇用や個人消費に関する経済指標はなお厳しい水準にあった。こうした状 況の中、新たな発展基盤の構築に資する施策に一層の重点化を図りつつ、公需から民需へ のバトンタッチを円滑に行い、我が国経済を自律的な景気回復軌道に確実に乗せるとの観 点に立って、平成13年度予算が編成された。

その結果、一般会計予算の規模は、前年度において金融安定化のために計上された4兆5,000億円の交付国債の償還財源分が計上されなかったこともあり、前年度比2.7%減の82兆6,524億円となった。

歳出面では、一般歳出の規模が前年度比1.2%増の48兆6,589億円となったほか、9兆4,000億円の公共事業関係費を3年連続で確保するとともに、公共事業等予備費3,000億円を計上した。また、12年度補正予算に続き、総額7,000億円に上る「日本新生特別枠」を設け、IT、環境、高齢化、都市基盤整備の4分野等に予算を重点的に配分することにした。

一方歳入面では、税収が50兆7,270億円と3年振りに50兆円台に乗せたものの、13年度に発行する公債は、前年度に比べ4兆2,920億円下回る28兆3,180億円となり、このうち特例公債は19兆5,580億円となった。

平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案は、こうした厳しい財政状況の下、 平成13年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措 置を定めるものである。

次に、法人税等の一部を改正する法律案は、第147回国会において行われた商法改正による会社分割制度の創設に伴い、合併・分割等の企業の組織再編成について、主要な資産・ 負債の承継、おおむね80%以上の従業者の移転等、一定の要件を満たす場合、移転する資 産の譲渡損益の繰延べを行う等の税制上の措置を講ずるものである。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等を踏まえ、①控除期間を10年間、控除額を最高500万円とする新たな住宅ローン減税制度の創設、②贈与税の基礎控除を60万円から110万円に拡大する特例の創設、③株式譲渡益の源泉分離選択課税の2年間延長、④NPO法人に対する寄附金に係る特例の創設等の措置を

講ずるほか、既存の租税特別措置の整理・合理化等を行うものである。

これに対し、本院議員より野党4会派の対案として**特定非営利活動の促進のための法人** 税法等の一部を改正する法律案が提出され、本委員会に付託された。この法律案は、既存のNPO法人に対する寄附金優遇税制の適用要件の緩和、第三者による認定機関として特定非営利活動等促進委員会の設置等を行うことを内容としている。

委員会では、これら4法律案を一括して議題とし、審査が行われた。まず、平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案に関しては、今後の財政再建の進め方、財政の中期展望を踏まえた平成14年度以降の国債発行の見通し、公共投資基本計画の見直しの必要性等について質疑が行われた。特に財政再建について宮澤財務大臣からは、「マクロモデルをつくってシミュレーションをして、給付と負担との関連をどうするかという国民的な選択をしてもらわなければならない。」との答弁がなされた。

次に、法人税等の一部を改正する法律案に関しては、不良債権処理に会社分割税制が用いられる可能性等について質疑が行われた。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案に関しては、景気対策としての住宅ローン減税の効果、贈与税の基礎控除を増額した背景、NPO法人に対する寄附金税制の認定要件、野党案の認定要件の具体的内容とNPO活動の促進効果等について質疑が行われた。特に政府案と野党案で対立したNPOへの寄附金の優遇税制を受けるための認定要件について、政府側から、税の優遇措置を受ける法人はそれにふさわしい公益性を有する必要があるとした上で、「NPO法で規定しているよりも厳しい要件を適用することはやむを得ない。」との答弁がなされた。一方、野党案の提案者からは、認定要件の厳しい政府案では、既存のNPO法人の数%も認定されないとした上で、野党案については、「NPOで活動している6、7割の団体が認定されるよう要件を決めている。」との答弁がなされた。

政府提出の3法律案について質疑を終局し、採決を行った結果、いずれも多数で可決した。

衆議院財務金融委員長提出による平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案は、水田農業経営確立対策に資するため、平成12年度に政府等から交付される水田農業経営確立助成補助金等を、個人については一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けること等により、税負担を軽減するものである。

関税定率法等の一部を改正する法律案は、開発途上国から輸入される物品に対し、最恵国税率よりも低い税率(特恵税率)を適用することにより、開発途上国の経済発展を促進する特恵関税制度の適用期限を更に10年延長するとともに、沖縄からの旅客携帯品に係る関税の払戻し制度を免税制度に変更すること等を行うものである。委員会では、中国に対するセーフガード発動の見通し、税関業務の執行体制の強化等について質疑が行われた。特にセーフガード発動について、宮澤財務大臣からは、「できるならば輸出国と輸入国との間で話をして決めることが望ましい。」との答弁があった。

税理士法の一部を改正する法律案は、納税者の利便の向上に資するとともに、信頼され

る税理士制度を確立することを目的とし、①税理士が裁判所において補佐人となる制度の 創設、②受験資格要件の緩和、③試験科目の免除制度の見直し、④計算事項等を記載した 書面添付に係る意見聴取制度の拡充、⑤税理士法人制度の創設等の措置を講ずるものであ る。

委員会では、補佐人として弁護士とともに出廷しなければならない理由、書面添付に係る税理士からの意見聴取制度の拡充の意味、今後の税理士業務に対する報酬の決め方等について質疑が行われた。特に書面添付制度が、課税当局による税理士の下請化の促進及び納税者の間における税務行政上の差別化につながる可能性について指摘があった。これに対し、政府は、添付書面の有無は、更正等の決定、裁決の効力に影響を及ぼすものでないし、むしろ調査事務の合理化につながるものであると答弁した。

このところ日本経済は、企業部門の復調にもかかわらず、所得・雇用環境の改善は遅れ、個人消費の回復は見られず、また、米国経済の減速等に伴って輸出が減少し、生産が弱含みとなって景気の改善に足踏みが見られるようになってきた。このため、政府は4月6日に「緊急経済対策」を打ち出し、不良債権問題や証券市場・不動産市場の構造問題など日本経済の低迷の原因となっている課題に積極的に取り組むことを表明した。

その具体的施策として、①不良債権のオフバランス化、銀行の株式保有の制限等による 金融再生と産業再生、②金庫株の解禁、証券決済システムの改善等による証券市場の構造 改革、③都市再生本部の設置等による都市再生と土地の流動化、④IT分野などの新市場 開拓、雇用対策の推進等による雇用創出とセーフティーネットの整備、⑤個人投資家の市 場参加等による直接金融市場活性化のための税制についての早期検討等が盛り込まれた が、以下の4法律案は、こうした緊急経済対策を実現するためのものである。

まず、**短期社債等の振替に関する法律案**は、企業が短期資金を調達する際に発行するコマーシャル・ペーパー(CP)のペーパレス化を図るため、これを短期社債等として位置付け、その振替を行う振替機関及び発行、譲渡等に関し必要な事項を定めることにより短期社債等の流通の円滑化を図るものである。

次に、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案は、証券決済制度をより安全で効率性の高いものにしていく観点から、保管振替機関の組織形態について、現行の公益法人形態を株式会社形態に改めること等の措置を講ずるものである。

第3の租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、証券市場への個人投資家の参加を 促すため、個人が長期に所有する上場株式等に係る100万円以下の少額譲渡益を非課税と する特例措置を講ずるものである。

第4の衆議院議員提出の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関等の不良債権の流動化等を図るため、預金保険機構の委託を受けた整理回収機構による金融機関の不良債権買取業務を平成16年3月31日まで延長するものである。

委員会では、これら4法律案を一括して議題とし、我が国でCPの普及が遅れている理由、株券等保管振替機関の組織形態の株式会社化の趣旨、少額譲渡益非課税措置の創設による証券取引への影響、整理回収機構による健全金融機関等からの資産買取業務を延長す

る必要性、不良債権の最終処理に伴う雇用への影響等について質疑が行われ、いずれも多数で可決した。

衆議院議員提出の特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案は、企業の資金 調達の機動性を高めるため、企業が金融機関に手数料を支払って融資枠を設定してもらい、 その限度内で融資が受けられる特定融資枠契約の借主となり得る法人の範囲を、現行の商 法特例法上の大会社から、資本の額が3億円を超える株式会社等に拡大するものである。

委員会では、範囲拡大に伴う借り手保護策の必要性、借主の範囲を中小企業に拡大する 可能性等について質疑が行われた。

国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件は、和風の迎賓施設 (京都迎賓館(仮称))を建設する敷地として、環境省所管の公園(公共用財産)である 京都御苑の一部を内閣府所管の公用財産に変更するために提出されたものである。

委員会では、京都迎賓館の建設の必要性について質疑が行われたが、政府は、「文化的 資産の集積の大きい関西圏の地域特性を生かして、京都に新たな迎賓施設を建設すること が必要だと考えた。」との答弁を行った。

[国政調査等]

3月15日、宮澤財務大臣及び柳澤金融担当大臣より所信を聴取した。宮澤財務大臣は、 ①自律的な景気の回復、②財政の効率化と質的改善、③世界経済の安定的発展に対する貢献を政府が取り組むべき課題として挙げた。特に平成13年度末の国と地方の長期債務残高の見込額が666兆円に達することについて、財政は依然として極めて厳しい状況にあるとした上で、「今後、我が国が安定的に発展するためには、財政構造改革は必ずなし遂げなければならない課題である。」と表明した。

次に柳澤金融担当大臣は、我が国の金融システムの現状と当面の金融行政の課題について述べた後、金融システムの安定化と活性化に向けて全力を尽くすとの決意を表明した。

3月22日、両大臣の所信表明に対する質疑が行われ、景気の現状と今後の財政構造改革の道筋、日銀が決定した金融緩和措置に対する政府の評価、不良債権の定義、直接償却の際に資産査定をやり直す必要性等が問われた。その中で、不良債権の前提となる資産査定の見直しに関しては、柳澤金融担当大臣から、「検査をやる検査官の充実、グローバルスタンダードに合わせた検査マニュアルの制定を行う等努力を積み重ねている。」との答弁があった。

また同日午後には、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度の金融庁、財務省関係予算等についての審査を行い、政府系金融機関の債権放棄の考え方、建設国債と赤字国債を区別する意味、景気を反映して歳入増が図れる税制の仕組みの検討、物価下落が国民生活に与える影響等について質疑が行われた。

4月5日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**を日銀総裁から聴取した後、日銀報告書の概要説明中の「構造改革のおくれ」の意味、日銀政策委員会が物価上昇率見通しを行う必要性、ゼロ金利政策解除の判断の是非、ゼロ金利政策解除が景気に及ぼした影響、金融緩和措置が構造改革を遅らせるおそれ、3月19日発表の日銀の金融緩和措置の目的等について質疑が行われた。

4月26日に小泉内閣が発足したことを受け、5月17日に、塩川財務大臣及び柳澤金融担当大臣より財政政策、金融政策等についての説明を聴取した。この中で、塩川財務大臣は、本格的な景気回復のために、緊急経済対策を着実に実行するとともに、経済、財政の構造改革を断行するとの決意を述べた。また、柳澤金融担当大臣は、金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題を一体的に解決するとの決意を述べた。

5月24日、両大臣の説明に対する質疑が行われ、小泉内閣が推進する道路特定財源及び地方交付税の見直しの具体的内容、公共事業費配分を弾力化する方針の有無、企業利益の改善が個人消費の回復につながらない理由、マクロモデルによる試算の見通し、プライマリーバランスの均衡に関する財務相発言の真意、構造改革に伴う失業に対処する雇用対策の内容、小泉内閣が掲げる構造改革の意味と方向性等が問われた。質疑の中で、プライマリーバランスの均衡について、塩川財務大臣からは、「1、2年は国債発行を30兆円に抑え、数年計画でプライマリーバランスをとっていく」とした上で、「そのときは、財政上の構造として税の増収を図っていき、その増収分については消費税が大きな財源となる。」との答弁があった。

(2) 委員会経過

- 〇平成13年2月6日(火)(第1回)
 - ○理事を選任した。
 - ○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 〇平成13年2月13日(火)(第2回)
 - 平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例 に関する法律案(衆第1号)(衆議院提出)について提出者衆議院財務金融委員長山 口俊一君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第1号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民 反対会派 なし 欠席会派 無

〇平成13年3月15日(木)(第3回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○財政政策等の基本施策に関する件について宮澤財務大臣から所信を聴いた。
- ○金融行政に関する件について柳澤金融担当大臣から所信を聴いた。
- ○緊急経済対策に関する件、財政状況に関する件、日本銀行の金融政策に関する件、不 良債権の処理に関する件、証券取引所の株式会社化に関する件等について宮澤財務大 臣、柳澤金融担当大臣、村井内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁速水 優君に対し質疑を行った。

〇平成13年3月22日(木)(第4回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について宮澤財務大臣、柳 澤金融担当大臣及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。
- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○平成13年度一般会計予算(衆議院送付)

平成13年度特別会計予算(衆議院送付)

平成13年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(金融庁)、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行)について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣から説明を聴いた後、宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、若林財務副大臣、村井内閣府副大臣、坂井内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○ 平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付) 法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上3案について宮澤財務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年3月27日(火)(第5回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(参第13号)について発議者参議院議員江田五月君から趣旨説明を聴いた。
- 平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付) 法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案(参第13号)

以上4案について発議者参議院議員江田五月君、宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、 村井内閣府副大臣、若林財務副大臣、西川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対 し質疑を行い、

平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付) 法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

以上3案について討論の後、いずれも可決した。

(閣法第1号) 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、社民

欠席会派 無

(閣法第3号) 賛成会派 自保、民主、公明

反对会派 共産、社民

欠席会派 無

(閣法第4号) 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、社民

欠席会派 無

なお、法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)及び租税 特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について附帯 決議を行った。

○関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について宮澤財 務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年3月29日(木)(第6回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、田中農林水産副大臣、松田経済産業副大臣、村井内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第19号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

〇平成13年4月3日(火)(第7回)

- o 参考人の出席を求めることを決定した。
- ○日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する 件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた。
- ○税理士法の一部を改正する法律案(閣法第68号)について宮澤財務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年4月5日(木)(第8回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する 件について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁速水 優君、同銀行副総裁藤原作彌君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。
- ○**税理士法の一部を改正する法律案(閣法第68号)**について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、若林財務副大臣、長勢法務副大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〇平成13年4月10日(火)(第9回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○税理士法の一部を改正する法律案(閣法第68号)について宮澤財務大臣、柳澤金融担当大臣、村井内閣府副大臣、若林財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第68号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民 反対会派 共産 欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

〇平成13年5月17日(木)(第10回)

- ○財政政策等の諸施策に関する件について塩川財務大臣から説明を聴いた。
- ○金融行政に関する件について柳澤金融担当大臣から説明を聴いた。

〇平成13年5月24日(木)(第11回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○経済・財政の構造改革に関する件、緊急経済対策に関する件、金融機関のリスク管理 に関する件、公的金融の在り方に関する件等について塩川財務大臣、柳澤金融担当大 臣、若林財務副大臣、村田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- ○国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(閣議第1号)に ついて塩川財務大臣から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年5月29日(火)(第12回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(閣議第1号)に ついて塩川財務大臣、竹中経済財政政策担当大臣、松下内閣府副大臣、遠藤総務副大 臣、村田内閣府副大臣、風間環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、 可決した。

(閣議第1号) 賛成会派 自保、民主、公明 反対会派 共産、社民 欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

〇平成13年6月12日(火)(第13回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○短期社債等の振替に関する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第97号)(衆議院 送付)

以上両案について柳濹金融担当大臣から趣旨説明を聴き、

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)について塩川 財務大臣から趣旨説明を聴き、

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第28号) (衆議院提出)について発議者衆議院議員塩崎恭久君から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年6月14日(木)(第14回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○短期社債等の振替に関する法律案(閣法第96号)(衆議院送付) 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第97号)(衆議院 送付)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第28号) (衆議院提出)

以上4案について発議者衆議院議員塩崎恭久君、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、 竹中経済財政政策担当大臣、村田内閣府副大臣、若林財務副大臣、遠藤総務副大臣、 政府参考人、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し 質疑を行った。

〇平成13年6月19日(火)(第15回)

- ○政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○短期社債等の振替に関する法律案(閣法第96号)(衆議院送付) 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第97号)(衆議院 送付)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第28号) (衆議院提出)

以上4案について発議者衆議院議員塩崎恭久君、竹中経済財政政策担当大臣、塩川 財務大臣、柳澤金融担当大臣、若林財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総 裁連水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第96号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無の一部

反対会派 共産

欠席会派 無の一部

(閣法第97号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無の一部

反対会派 共産

欠席会派 無の一部

(閣法第99号) 賛成会派 自保、公明、無の一部

反対会派 民主、共産、社民

欠席会派 無の一部

(衆第28号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無の一部

反対会派 共産

欠席会派 無の一部

なお、短期社債等の振替に関する法律案(閣法第96号)(衆議院送付)及び株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第97号)(衆議院送付)について、

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第28号) (衆議院提出) について、それぞれ附帯決議を行った。

○ 特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案(衆第30号)(衆議院提出)に ついて発議者衆議院議員塩崎恭久君から趣旨説明を聴いた。

〇平成13年6月21日(木)(第16回)

○ 特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案(衆第30号)(衆議院提出)に ついて発議者衆議院議員塩崎恭久君、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、若林財務副 大臣及び山名総務大臣政務官に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(衆第30号) 賛成会派 自保、民主、公明 反対会派 共産 欠席会派 社民、無

〇平成13年6月28日(木)(第17回)

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○請願第24号外308件を審査した。
- ○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

平成13年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第1号)

【要旨】

本法律案は、平成13年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特例公債の発行等
 - (1) 特例公債の発行

財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成13年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額(19兆5,580億円)の範囲内で、特例公債を発行することができる。

- (2) (1)による特例公債の発行は、平成14年6月30日まで行うことができることとし、 同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成13年度所属の歳入と する。
- (3) 政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- (4) 政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。
- 2 施行期日

本法律は、平成13年4月1日から施行する。

法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

【要旨】

本法律案は、商法改正による会社分割制度の創設に伴い、合併、分割、現物出資等の法人の組織再編成に係る税制の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 企業組織再編成に係る税制上の措置
 - (1) 法人が組織再編成によりその有する資産を移転した場合、その移転資産の譲渡損益に課税することを原則とし、次のいずれかに該当する場合は、適格組織再編成としてその移転資産の譲渡損益の課税を繰り延べる。
 - ① 組織再編成を行う法人間の持分関係が100%である場合
 - ② 組織再編成を行う法人間の持分関係が50%超100%未満である場合のうち一定の要件に該当する場合
 - ③ 共同で事業を行うための組織再編成として政令で定める一定の要件に該当する場合
 - (2) 組織再編成を行う法人の株式を保有する株主について、株主が分割承継法人等の株式のみの交付を受けた場合には、株式の譲渡損益の課税を繰り延べる。
 - (3) 貸倒引当金、退職給与引当金等について、一定の要件に該当する組織再編成の場合 に当該引当金の引継ぎを認めるなど、個別制度について組織再編成の形態に応じた取 扱いを行う。

- (4) 繰越欠損金等を利用した租税回避の防止規定に加え、組織再編成に関する包括的な 租税回避防止規定を設ける。
- (5) 会社分割による株式会社等の設立の登記に係る登録免許税について、その資本の金額に係る税率を1000分の1.5とするなど、会社分割に伴う商業登記に係る登録免許税率を定める。
- (6) 企業組織再編成に関し、印紙税その他の税目につき必要な措置を講ずる。

2 その他

- (1) 生命保険料控除又は損害保険料控除の対象となる保険契約の範囲について、経過措置を講じた上で、生命保険会社又は損害保険会社が相互に参入することができる第三分野の保険契約の内容に応じ、所要の整備を行う。
- (2) 外国税額控除制度について、通常行われないと認められる特定の取引に係る外国の 法人税及び所得税を対象から除外する。
- 3 施行期日等

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成13年3月31日から施行する。

【法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律 案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳 出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平 性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直し等を行い、社会経済構造 の変化に対応した税制の確立に努めること。
- 特定非営利活動法人に対する寄附金税制について、非営利活動を促進するという趣旨等を十分踏まえ、認定基準を定めるほか、特定非営利活動法人に対する税制について、 その実態等にかんがみ、引き続き検討すること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、 利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、 更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇 の改善、定員の確保を行うとともに、事務に関する機構・職場環境の充実及び一層の機 械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第4号) 【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等を踏まえ、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応するなどの観点から所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅税制

- (1) 住宅借入金等に係る所得税額控除制度(住宅ローン減税)について、平成13年7月 1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合につき、新たな制度を創 設することとし、住宅借入金等の年末残高の限度額を5,000万円に、控除期間を10年 間に、控除率を1%にそれぞれ見直し、控除期間中の控除額の合計を最大500万円と する。
- (2) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額を550万円(現行300万円) に引き上げ、適用期限を3年延長する。
- (3) 居住用財産の買換え等の場合について、譲渡損失の繰越控除制度及び長期譲渡所得の課税の繰延特例制度による特例をそれぞれ3年延長する。

2 中小企業投資促進税制

- (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、適用期限を平成14年3月31日まで延長する。
- (2) 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度における中小企業者等の試験研究費の額に係る特例について、特別税額控除割合を、平成14年3月31日までに開始する事業年度(個人については、平成14年分まで)については10%とし、適用期限を2年延長する。

3 金融関係税制

- (1) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を存続する経過措置について、適 用期限を平成15年3月31日まで延長する。
- (2) 商品先物取引による所得について、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの 間の措置として、20%の税率による申告分離課税とする。

4 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 特定非営利活動法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けた認定特定非営利活動法人に対する寄附金に関して、次の措置を講ずる。
 - ① 個人からの寄附金については、寄附金控除を適用する。
 - ② 法人からの寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益 増進法人に対する寄附金と合わせてその損金算入限度額の範囲内で損金算入を認め る。
 - ③ 個人が相続財産等を寄附した場合については、原則として相続税の課税価格の計 算の基礎に算入しないとする特例を創設する。
- (2) 贈与税の基礎控除の金額を110万円(現行60万円)に引き上げる。
- (3) 相続税の小規模宅地等の特例の適用対象面積を、特定事業用等宅地については、400 平方メートル(現行330平方メートル)まで、特定居住用宅地については、240平方メートル(現行200平方メートル)までにそれぞれ拡充する。
- (4) 個人の土地等に係る長期譲渡所得に対する課税の特例制度に係る税率を20%とする 軽減措置について、適用期限を3年延長する。

5 企業組織再編税制

合併、分割、現物出資等の法人の組織再編成に対応するための各種租税特別措置の整備を行う。

6 その他

- (1) 住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用期限を平成15年3月31日まで延長する。
- (2) 特定情報通信機器の即時償却措置(いわゆるパソコン減税)を廃止する。
- (3) 退職年金等積立金に対する法人税の課税停止措置を2年延長する。
- (4) 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化 を行う。

7 施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成13年4月1日から施行する。 なお、本法律施行に伴う平成13年度の租税減収見込額は、約1,390億円である。

【附带決議】

法人税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)と同一内容の附帯決議が行われている。

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第19号) 【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、特恵関税制度、関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特恵関税制度について、次の改正を行う。
 - (1) 平成13年3月31日に適用期限の到来する特恵関税制度について、その適用期限を10 年延長する。
 - (2) 特定の鉱工業産品等について特恵関税を適用できる輸入額又は数量の枠について、 平成11年度に特恵関税を適用した輸入額を基準として設定する方式に統一するととも に、その枠を超えた場合に特恵関税の適用を停止する時期を翌月半ばとする方式への 統一等を行う。
 - (3) 特定の鉱工業産品等の特恵税率について、無税又は通常の関税率の20パーセント、40パーセント、60パーセント若しくは80パーセントの5段階に多様化する。
 - (4) 特別特恵受益国に対する新たな特恵関税対象品目を創設することによる特別措置の 拡充等を行う。
- 2 コーングリッツへの加工原料用等のとうもろこしの関税割当一次税率の引下げ、紡織 用繊維のフロック等の関税率の撤廃等を行う。
- 3 沖縄県から沖縄県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し制度を免税制度に変更するとともに、これまで払戻し制度の対象外とされていた物品についても免税制度の対象とする。
- 4 「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に定める品目表が 改正されること等に伴い、関税率表の品目分類に関する所要の調整を行う。
- 5 平成13年3月31日に適用期限の到来する暫定関税率、石油関係の関税の還付制度及び 農産品に係る特別緊急関税並びに牛肉及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その 適用期限を1年延長する。

- 6 税関手続の簡素化等のため、執務時間外における外国貿易船等への貨物の積卸しに係 る許可制を届出制に変更するとともに、執務時間外における保税地域への貨物の搬出入 等に係る届出制を廃止する等所要の改正を行う。
- 7 この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、4については、平成14年1月 1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成13年度一般会計の関税減収見込額は約27億円である。

【附带決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

- ー 輸入の増加により国内産業に重大な損害を与える等の事実がある場合に発動される セーフガード問題については、WTOセーフガード協定等に従った的確な事実認定に基 づき、適切かつ速やかに対処すること。
- 一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の 努力を払うこと。
- 一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

税理士法の一部を改正する法律案(閣法第68号)(先議)

【要旨】

本法律案は、最近の税理士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するため、所要の措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 税理士が裁判所において補佐人となる制度の創設

税務訴訟に関し、税理士が、裁判所の許可を条件とせず、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができるようにする。

2 税理士試験制度の見直し

税理士試験において、一定の事務又は業務に従事したことにより認められる受験資格について、その従事期間を一律3年以上に短縮するなど受験資格要件を緩和するとともに、税理士の資質の確保を図り、税理士制度の信頼性を向上させるため、学位取得等による試験科目の免除制度等を見直す。

- 3 書面添付に係る税理士からの意見聴取制度の拡充 計算事項、審査事項等を記載した書面添付に係る税理士からの意見聴取制度を拡充す る。
- 4 税理士法人制度の創設

税理士を社員とし、税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して 税理士法人を設立することができるようにする。

5 税理士会及び日本税理士会連合会に関する規定の整備

税理士会の会則から、税理士業務に対する報酬の最高限度額に関する規定を削除する とともに、会員の研修に関する規定及び会員の業務に関する紛議の調停に関する規定を 会則に追加する。

また、日本税理士会連合会の財務内容等に関する書類の公開等同連合会に関する規定の見直しを行う。

6 その他

その他所要の規定の整備を行う。

7 施行期日

この法律は、平成14年4月1日から施行する。

【附带決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 経済社会情勢の変化等に対応して高度化・複雑化する税理士業務の実態にかんがみ、 その資質の維持・向上のため、研修制度の一層の充実を図り、その受講率の向上に努め るとともに、懲戒処分を受けた税理士の安易な再登録を防止する観点から、処分の実効 性を確保するよう努めること。
- 一 税務官公署職員の試験免除に係る指定研修については、一般試験との均衡に配意し、 その指定、運営、実施、全般にわたって適正性・公正性を確保すること。
- 一 会員の業務に係る紛議についての税理士会の調停に関する規定が新設されることにかんがみ、紛争解決手段としての実効性を確保する観点から、税理士会の会則等調停に際して適用されるルールの明確化を図ること。
- 一 税理士業務に係る報酬の最高限度額に関する規定が撤廃されることに伴い、規制改革 委員会の指摘を踏まえ、不適切な報酬設定が行われることのないよう特段の努力を払う こと。

右決議する。

短期社債等の振替に関する法律案(閣法第96号)

【蚕皂】

本法律案は、企業の短期資金調達手段であるコマーシャル・ペーパーについて、ペーパーレス化を図るため、これを短期社債等として位置付け、その振替を行う振替機関及び発行、譲渡等に関し必要な事項を定めることにより、短期社債等の流通の円滑化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

短期社債、短期社債等、振替機関、加入者につき、所要の定義規定を設ける。

2 振替機関

- (1) 主務大臣は、一定の要件を備える株式会社を、その申請により、振替業を営む者として指定することとするほか、指定の要件等を定める。
- (2) 振替機関の資本の額及び純資産額は、それぞれ5億円以上の政令で定める金額以上とする。また、資本の額を減少又は増加しようとする際の規定を設ける。
- (3) 振替機関の業務範囲の制限に関する規定を設ける。
- (4) 振替機関は、他の者のために、その申出により短期社債等の振替を行うための口座 を開設し、振替口座簿を備えなければならない。
- (5) 帳簿書類等の作成・保存、下記3の(5)の場合等所定の事故が生じたときの主務大臣への報告等を振替機関に義務付けるほか、定款等の変更の認可等監督上の規定の整備を行う。
- (6) 主務大臣は、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるとき等において、振替機関に対し立入検査、業務改善命令、指定の取消し、業務の停止命令、取締役等の解任命令を行うことができる。
- (7) 主務大臣は、振替機関が指定を取り消された等のときは、当該振替機関に対し、振替業を他の株式会社に移転することを命ずることができる。
- (8) 振替機関に係る合併、新設分割、吸収分割又は営業譲渡(以下「合併等」という。) については、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。また、振替機関 に係る解散の決議等についても同様とする。
- (9) 振替機関が合併等を行うときは、株主総会の承認の決議に加え、加入者集会において、加入者の承認の決議を受けなければならない。また、上記の加入者集会における加入者の議決権、決議の方法等に係る所要の規定を設ける。
- (10) 振替機関が振替業を営む者としての指定を取り消された場合又は指定が効力を失った場合における業務の結了等に係る所要の規定の整備を行う。

3 短期社債等の振替

- (1) 短期社債については、権利の帰属は振替口座簿の記録により定まるものとし、一定の場合を除き、社債券を発行することができない。
- (2) 振替口座簿に係る記録事項、新規記録手続、振替手続、抹消手続及び記録の変更手続につき、所要の規定を設ける。
- (3) 短期社債の譲渡等は、振替の申請により、譲受人等がその口座において短期社債の 金額の増額の記録を受けなければ、その効力を生じない。また、短期社債の信託につ いても、受託者の口座において、信託財産である旨等の記録を受けなければ、第三者 に対抗することができない。
- (4) 加入者は、その口座における記録がされた短期社債についての権利を適法に有する ものと推定する。また、加入者は、振替の申請によりその口座において増額の記録を 受けた特定の銘柄の短期社債について、当該加入者に悪意又は重大な過失があるとき を除き、当該増額の記録に係る権利を善意取得する。
- (5) 上記(4)の善意取得により、社債権者の有する短期社債の総額がその発行総額を超

えることとなる場合において、振替機関が短期社債の消却義務を負うこととするほか、 所要の規定を設ける。

- (6) 短期社債については、取締役会の決議により、発行可能期間等を定めた上で、個別の発行の特定の取締役への委任を可能とするほか、社債管理会社、既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額、社債権者集会等に係る商法の規定を適用しない。
- (7) 短期社債以外の短期社債等の振替に関する所要の規定を設ける。

4 その他

- (1) この法律は、平成14年4月1日から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。
- (2) その他関係法律の整備を行うほか、経過措置等に関する規定を設ける。

【短期社債等の振替に関する法律案及び株券等の保管及び振替に関する法律の 一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 我が国証券市場の安全性及び効率性の向上を図り、国際競争力を強化する観点から、 包括的な証券決済法制の整備等に向け、なお一層の検討を進めること。
- 一 主務大臣による振替機関及び保管振替機関の指定に当たっては、利用者の利便性等を 最大限高める観点から、新規参入による競争可能性の確保に十分配意すること。
- 一 振替機関及び保管振替機関の業務運営等において、株式会社形態の利点が最大限生かされるよう、監督当局の関与は必要最小限にとどめること。また、両機関に対する行政当局からの退職職員の再就職の要請を厳に慎むなど、公務員制度改革の趣旨を十分に踏まえること。

右決議する。

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第97号) 【要旨】

本法律案は、証券決済制度をより安全で効率性の高いものにしていく観点から、保管振替機関の組織形態について、資金調達方法の多様化、業務の効率化等を実現するため、現行の公益法人形態を株式会社形態に改めること等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 定義規定の整備
 - 株券等、保管振替機関、参加者につき、定義規定の整備を行う。
- 2 保管振替機関
 - (1) 保管振替機関の指定の要件として、保管振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる 財産的基礎及び人的構成を備える株式会社であること等の一定の水準に達していることを規定するほか、指定の申請に関する規定の整備を行う。
 - (2) 保管振替機関の資本の額及び純資産額は、それぞれ5億円以上の政令で定める金額 以上とする。また、資本の額を減少又は増加しようとする際の規定の整備を行う。
 - (3) 保管振替機関の業務範囲の制限に関する規定の整備を行う。

- (4) 帳簿書類等の作成・保存、保管振替機関が預託を受けた株券等の喪失等所定の事故が生じたときの主務大臣への報告等を保管振替機関に義務付けるほか、定款等の変更の認可等監督上の規定の整備を行う。
- (5) 主務大臣は、保管振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるとき等において、保管振替機関に対し立入検査、業務改善命令、指定の取消し、業務の停止命令、取締役等の解任命令を行うことができる。
- (6) 主務大臣は、保管振替機関が指定を取り消された等のときは、当該保管振替機関に対し、保管振替業を他の株式会社に移転することを命ずることができる。
- (7) 保管振替機関に係る合併、新設分割、吸収分割又は営業譲渡(以下「合併等」という。) については、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。また、保管振替機関に係る解散の決議等についても同様とする。
- (8) 上記(7)の合併等の場合における債権者異議の特例等について所要の規定を設ける。
- (9) 保管振替機関が保管振替業を営む者としての指定を取り消された場合又は指定が効力を失った場合における業務の結了等に係る所要の規定の整備を行う。
- (10) 保管振替機関が、自己のために株券の保管及び振替を行うための口座(機関口座)を開設し、機関口座簿を備えることができることとするほか、機関口座簿等に係る所要の規定の整備を行う。
- 3 その他
 - (1) この法律は、一部を除き、平成14年4月1日から施行する。
 - (2) その他経過措置等所要の規定の整備を行う。

【附带決議】

短期社債等の振替に関する法律案(閣法第96号)と同一内容の附帯決議が行われている。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第99号)

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等の観点から、個人の長期所有上場株式等に係る少額の譲渡益を非課税とする特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成13年10月1日から平成15年3 月31日までの間に、所有期間が1年を超える上場株式等を証券業者への売委託等により 譲渡した場合で、申告分離課税を選択したときには、その譲渡をした年分のその譲渡に 係る譲渡所得の金額から100万円の特別控除を行う。
- 2 この特別控除の適用は、特別控除の計算・譲渡株式等に関する明細書の添付等をした 確定申告書を提出することにより行うものとする。ただし、確定申告書の提出等がなかっ た場合においても、やむを得ない事情があるときは、特別控除の適用を受けられるよう に措置する。
- 3 この法律は、平成13年10月1日から施行する。 なお、本法律施行に伴う平成13年度の租税減収見込額は、約400億円である。

平成12年度の水田農業経営確立助成補助金等についての所得税及び法人税の 臨時特例に関する法律案(衆第1号)

【要旨】

本法律案は、水田農業経営確立対策に資するため、平成12年度に政府等から交付される 水田農業経営確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内 容は次のとおりである。

- 1 個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、 転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金等 については、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に 充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律施行に伴う平成12年度における租税の減収見込額は、約5億円である。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案 (衆第28号)

【要旨】

本法律案は、最近の社会経済情勢にかんがみ、預金保険機構の委託を受けた整理回収機構による金融機関の不良債権買取業務の延長について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 金融機関等の資産の買取りに関する業務の延長 金融機関等が預金保険機構に対し資産の買取りの申込みを行うことができる期限を平 成16年3月31日まで延長する。
- 2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附带決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の整理回収機構による健全銀行の不良債権の買取業務の延長は、不良債権の最終 処理策の一環であることを強く認識し、今後の整理回収機構の役割及び業務の在り方に ついて、検討を行うこと。

右決議する。

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律案(衆第30号)

【要旨】

本法律案は、企業の資金調達の機動性の増大を図るため、特定融資枠契約において意思表示により借主となる法人の範囲を拡大する見地から、所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定融資枠契約において意思表示により借主となる法人に、次に掲げる法人を加える。
 - (1) 資本の額が3億円を超える株式会社
 - (2) 証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社
 - (3) 特定債権等に係る事業の規制に関する法律に規定する特定債権等譲受業者
 - (4) 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社
 - (5) 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する登録投資法人
 - (6) 一連の行為として、社債券の発行等の方法により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、その債務の履行等を専ら行うことを目的とする株式会社又は有限会社
- 2 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特定融資枠契約に関する法律の規定は、 この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用する。
- 3 特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後2年を目途として、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(閣議第1号)(先議)

【要旨】

本議決案件は、京都迎賓館(仮称)を建設する敷地として、環境省所管の公共用財産(公園)である京都御苑内の土地等を内閣府所管の公用財産にしようとするため、国有財産法第13条第1項の規定に基づき、国会の議決を求めるものである。

【附带決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 京都に建設される迎賓施設の管理運営については、迎賓施設が海外からの国賓及びこれに準ずる賓客の接遇を目的とする施設であることを十分踏まえつつ、維持・管理に要する費用を最小限にとどめる等効率的な使用に努めること。
- 一 地方公共団体等の行う国際交流事業等に迎賓施設を使用させるに当たっては、使用者の範囲、使用目的等の使用基準を適正に定めるとともに、その使用形態に応じて適切な 負担を求めるよう配意すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

· 内閣提出法律案 (8件)

※は予算関係法律案

	開促四四年末(5月)			Г			T			
番		先	提出	参議院			衆議院			
号	件 名	議院	月日	委員会付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
* 1	平成13年度における公債の発行の特例に関する法 律案	衆	13. 1. 31	13. 3. 9	13. 3.27 可決	13. 3.28 可決	13. 2.16 財務金融	13. 3. 2 可決	13. 3. 2 可決	
			○13.3.9 参本会議趣旨説明 ○13.2.16 衆本会議趣旨説明							
* 3	法人税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 6	3. 9	3.27 可決 附帯	3.28 可決	2.16 財務金融	3. 2 可決 附帯	3. 2 可決	
			○13.3 9 参本会議趣旨説明 ○13.2.16衆本会議趣旨説明							
* 4	租税特別措置法等の一部を改正する法律案	衆	2. 6	3. 9	3.27 可決 附帯	3.28 可決	2.16 財務金融	3. 2 可決 附帯	3. 2 可決	
			○13.3 9 参本会議趣旨説明 ○13.2.16衆本会議趣旨説明							
* 19	関税定率法等の一部を改正する法律案	衆	2. 9	3, 26	3. 29 可決 附帯	3.30 可決	3. 7 財務金融	3.14 可決 附帯	3. 15 可決	
68	税理士法の一部を改正する法律案	参	3. 9	4. 2	4.10 可決 附帯	4. 11 可決	4.12 財務金融	5. 25 可決 附帯	5. 25 可決	
			○13.4.12 衆本会議趣旨説明							
96	短期社債等の振替に関する法律案	衆	5. 24	6. 8	6. 19 可決 附帯	6. 20 可決	5.25 財務金融	6. 5 可決 附帯	6. 7 可決	
			○13.6.8 参本会議趣旨説明 ○13.5.25 衆本会議趣旨説明							
97	株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正 する法律案	衆	5. 24	6. 8	6. 19 可決 附帯	6. 20 可決	5.25 財務金融	6. 5 可決 附帯	6. 7 可決	
			○13.6.8 参本会議趣旨説明 ○13.5.25 衆本会議趣旨説明							
99	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	5. 24	6. 8	6. 19 可決	6. 20 可決	5.25 財務金融	6. 5 可決	6. 7 可決	
		<u> </u>	○ 13. €	5.8 参本:	会議趣旨	说明 ○1	3. 5. 25 衆オ	会議趣旨	前期	

⁽注) 附帯 附帯決議

·本院議員提出法律案(1件)

番		提出者	予備 送付	衆院への提出	参 議 院			衆議院		
母号	件 名	(提出月日)			委員会 付 託			委員会 付託		本会議議決
13	特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案	江田 五月君 外9名 (13.3.21)	13. 3. 23		13. 3. 26	未	了			

・衆議院議員提出法律案 (3件)

番号	件名	提出者	予備	本院	参議院			衆議院		
		(提出月日)	送付	への 提出	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決	委員会 付託	委員会 議 決	本会議議決
1	平成12年度の水田農業経営確立助成補助 金等についての所得税及び法人税の臨時 特例に関する法律案	財務金融委員長 山口 佐一君 (13.2.8)	13. 2. 8	13. 2. 9	13. 2.8 (子備)	13. 2.13 可決	13. 2. 14 可決			13. 2. 9 可決
28	金融機能の再生のための緊急措置に関す る法律の一部を改正する法律案	塩崎 恭久君 外4名 (13.5.24)	5. 24	6. 7	6. 8	6. 19 可決 附帯	6.20 可決	5.25 財務 金融	6. 5 可決 附帯	6. 7 可決
30	特定融資枠契約に関する法律の一部を改 正する法律案	、塩崎 恭久君 外4名 (13.5.30)	5. 31	6. 14	6. 19	6.21 可決	6. 22 可決	6. 5 財務 金融	6.13 可決	6. 14 可決

(注) 附帯 附帯決議

・国会の議決を求めるの件(1件)

番号	件 名	先議院	提出月日	Ž.	多議隊	ŧ	衆 議 院			
				委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	
1	国有財産法第13条第1項の規定に基づき、 国会の議決を求めるの件	参	13. 2. 16	13. 5. 2 2	13. 5.29 可決 附帯	13. 5.30 可決	13. 6.4 財務金融	13. 6. 6 可決 附帯	13. 6. 7 可決	

(注) 附带 附带決議